

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（産業廃棄物処理施設の変更）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設の変更は、次のとおりとする。

- （1） 変更後の産業廃棄物処理施設の敷地面積が変更前の産業廃棄物処理施設の敷地面積の1.5倍を超える変更
- （2） 産業廃棄物処理施設に係る設備を増設する変更（前号の変更を除く。）であって、町長が必要と認めるもの

（関係地域の設定）

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める関係地域は、おおむね次に掲げる地域とする。

- （1） 焼却施設にあつては、プルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現予想距離のおおむね2倍の地点を含む地域とし、地形等を勘案して定める。
- （2） 最終処分場にあつては、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事業場の用に供する土地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物又は同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の搬入又は搬出のための通路として使用する土地を含む。以下「事業用地」という。）の中心からおおむね半径2キロメートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。

(3) 前2号に規定する施設以外の施設にあつては、事業用地の中心からおおむね半径500メートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めるときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事前協議書等の内容等を総合的に勘案し、関係地域を設定することができる。

(関係住民等)

第4条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 関係地域内に住所を有する者
- (2) 関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 関係地域内にその区域の一部又は全部があるため池及び用水路施設等の管理者
- (4) 関係地域内にその区域の一部又は全部がある農業団体
- (5) 事業用地に隣接する土地の所有者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める個人又は団体

(産業廃棄物処理施設の基準)

第5条 条例第3条第2項に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設の基準は、次のとおりとする。ただし、第2条で定める産業廃棄物処理施設の変更の場合は、町長が定める期間内において基準を満たすようにするものとする。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 敷地面積に対する緑地面積の割合が20パーセント以上であること。
- (3) 排水を排出する施設にあつては、その水質を生活保全上の支障が生じないものにするために必要な排水設備が設けられていること。
- (4) 焼却を伴う施設にあつては、次の要件を備えていること。

ア 環境配慮設備として、雨水活用設備、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び廃熱利用設備のいずれかが1以上設けられていること。

イ 関係住民等がいつでも焼却に関する情報を知ることができるような措置が講じられていること。

(事前協議書)

第6条 条例第4条第1項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(意見交換会の開催)

第7条 意見交換会は、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする地域内において行わなければならない。この場合において、当該地域内において意見交換会を開催する適当な場所がない等の理由により意見交換会を開催することが難しいと町長が認めるときは、協議により当該地域以外の地域で開催することができる。

2 事業者は、意見交換会において、関係住民等に対し、事前協議書に記載した事項の概要を分かりやすく記載した書類、図面等を利用して、当該事前協議書の内容を具体的に、かつ、分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(意見交換会の実施の届出)

第8条 条例第5条第2項の規定による届出は、意見交換会実施届出書(様式第2号)によりしなければならない。

(意見交換会概要書)

第9条 条例第5条第4項に規定する意見交換会概要書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(事前協議書の変更の届出)

第10条 条例第10条第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書変更届出書(様式第4号)によりしなければならない。

(計画の廃止の届出)

第11条 条例第11条第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置等計画廃止届出書(様式第5号)によりしなければならない。

(立入検査等の身分証明書)

第12条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書

南知多町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

設置場所の概要	設 置 場 所	
	土 地 所 有 者 住 所	
	土 地 所 有 者 氏 名	
	地 目	
	面 積	
	用 途 地 域	
	選 定 理 由	

(裏)

処理施設設置の概要	施設の種類	
	廃棄物の種類及び量	
	処理方法	
	構造及び設備	
	排ガス及び排水の量並びに処理方法	
	着工予定年月日	
	完了予定年月日	
	使用開始予定年月日	
	営業時間	
	作業時間	
廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項		
火災の発生の防止に関する事項		
備	考	

[添付資料]

- 1 施設の案内図
- 2 施設の配置図
- 3 産業廃棄物処理施設に係る設備及び機器の整備計画(フローチャートを含む。)
- 4 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 5 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 6 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動及び悪臭に関する影響調査の結果を記載した書類
- 7 付近の自然環境、景観等に対する配慮計画

年 月 日

意見交換会実施届出書

南知多町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

意見交換会の件名	
意見交換会の日時	
意見交換会の場所	
説明者の氏名及び連絡先	
出席が見込まれる関係住民等の人数	
当該区内で意見交換会を開催できない場合は、その理由	
備 考	

[添付書類]

周辺地域図

年 月 日

意見交換会概要書

南知多町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第5条第4項の規定により、次のとおり提出します。

意見交換会の件名	
意見交換会の日時	
意見交換会の場所	
説明者の職名及び氏名	
関係住民等が提示した意見等の要旨とそれに対する説明内容及び見解	
備 考	

[添付書類]

- 1 意見交換会で配布した書類及び図面等
- 2 出席した関係住民等の名簿及び人数

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

産業廃棄物処理施設設置等事業事前協議書変更届出書

南知多町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所		
変 更 内 容	変更前	変更後
変 更 理 由		
備 考		

[添付書類]

変更の内容が確認できる図面等

年 月 日

産業廃棄物処理施設設置等計画廃止届出書

南知多町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
土地所有者住所	
土地所有者氏名	
廃 止 の 理 由	
備 考	

様式第6号（第12条関係）

（表）

第 号
身分証明書
所属 職、氏名
写 真
上記の者は、南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例第13条第2項の規定により、立入検査等を行うことができる職員であることを証明する。
年 月 日発行（有効期限 年 月 日）
南知多町長 印

（裏）

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（抜粋）
（立入検査等）

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして産業廃棄物処理施設に立ち入らせ、必要な物件の検査若しくは調査（以下「立入検査等」という。）をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。